

2018年の西日本豪雨の被災者支援を続ける広島県災害復興支援士業連絡会長の今田健太郎弁護士(44)は広島弁護士会では教訓を基に、被災直後に住民が注意すべ



今田健太郎弁護士

き10カ条を発信している。強く訴えるのは土砂撤去で無理をしないこと。細菌などを含む恐れもあり、「災害関連死のリスクを高める」と注意喚起する。

土砂撤去「無理しないで」

西日本豪雨経験の弁護士 被災者に10カ条

通帳や権利証を紛失しても財産はなくなり、心配の必要はないという。保険内容の確認も勧める。最近では水災補償付きの火災保険も多く、証券をなくしても請求できる。

被害に見合う罹災証明書の発行が受けられるよう、自宅を複数の角度から写真撮影することも重要。災害救助法の応急修理制度を使うと原則、仮設住宅に入居できなくなるため注意が必要だ。土砂撤去や修繕には公的支援もあり、「お金を払う前に行政に相談を」と呼び掛ける。

- 「水害直後 弁護士からの10カ条」
- 1、土砂撤去で無理をしないで
 - 2、通帳や権利証を紛失しても大丈夫
 - 3、落ち着いたら、自宅の写真撮影を
 - 4、修理は決して急がず
 - 5、お金を払う前に、行政窓口で相談を
 - 6、保険の内容を確認しよう
 - 7、敷地内の物の処分や撤去は慌てずに
 - 8、収入のめどが立たない方々へは支援制度
 - 9、税金、医療費の減免や、教育の補助等あり
 - 10、必ずや生活再建はできる

税金や医療費、教育費など大規模災害では多岐にわたる支援が受けられる。収入面でも雇用保険や雇用主側の支援制度がある。今田弁護士は「途方に暮れている人が大多数と思うが、生活再建は必ずできる」と強調した。

(太路秀紀)